

第1条 （目的）

本規程は、当協会の定款第 3 条に規定する目的を達成するために、会員一人ひとりが、当協会の定款、諸規則及び関係法令の遵守義務を自覚し、一般生活者の信頼に値する高い倫理観に基づき、社会的良識をもって会員活動を行うことを目的とする。

第2条 （宣言文）

私たち、一般社団法人ソプマ（SOPMA）の会員は、次の次項を履行することを誓い、宣言いたします。

1. 国民の健康寿命の向上に寄与すべく活動いたします。
2. 当協会の定款及び諸規則を遵守いたします。
3. 医師法、薬事法、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、獣医師法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法及びその他関係法令等を遵守いたします。

第3条 （遵守義務）

会員は、前条の宣言に従い、当協会の定款、諸規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

第4条 （入会における誓約）

- 1 個人正会員は、本規程の宣言文を明記した入会申込書に署名し、本規程の遵守を誓約して、入会の申込をしなければならない。
- 2 個人正会員が、当協会ホームページを介して電磁的方法により、入会の申込をした場合も、本規程の宣誓文に同意し、本規程の遵守を誓約したものとみなす。
- 3 法人正会員は、入会の審査において、当協会の定款及び諸規則の説明を受けた上で、所定の入会誓約書を提出しなければならない。
- 4 法人登録会員は、登録に当たって本規程の遵守を誓約しなければならない。

第5条 （指導及び勧告）

- 1 宣言文及び遵守義務の違反者に対しては、理事会は事実確認の上、指導・勧告を行う。
- 2 指導・勧告にもかかわらず、是正されない場合は、定款第 10 条（除名及び懲戒）を適用する。
- 3 社会通念上に照らし合わせて極めて悪質な行為と判断される場合は、指導・勧告を経ずに定款第 10 条（除名及び懲戒）を適用する。

第6条 （変更）

この規程の変更は、社員総会の決議によるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。